

トナシニ。日午後ニ至リ關係職場責任者ニ對シ左記ノ通罷業
指令ヲ發シタルカ罷業指令完全ニ徹底セズ僅カニ春日所長
所従業員七名白金渡電所従業員四名自黒渡所従業員六名罷
業ニ参加セルノミニシテ他ノ従業員ハ罷業ニ参加スヘキヤ否
ヤ態度ヲ曖昧ニセリ特ニ旧同志會系（約一〇〇名位アリ）ノ
鈴木吉三郎一派ハ協同會幹部荒木藤市一派ト對立シ居リシ間
係上ニ。日同志數名ト共ニ横網渡所ニ於テ對策協議ヲナセ
ル結果今次ノ尚題ニ就テハ本部ノ指令ヲ度外視シ独自ノ行動
ヲナスフトニ態度ヲ決定セル為總罷業ノ指令等ハ大体ニ於テ
實行不能ノ模様アリ

指令 第三號

日時 四月二十一日午前八時

引揚場所

一協同會本部

- 品川 芝 御成門 白金 駒込 木郷 上野 下谷
- 常盤橋 芝出張所 大崎出張所
- 二井・頭公園入口ヲ降りテ左ノ茶屋
前記以外ノ各班

（乗車新宿驛 下車中央線吉祥寺驛）

（集合午前十時）

一九三〇年四月二十日

東京市電從業員協同會最幹

A. B. C

△ 注意

- 一南佐久間町ニ一八ノ協同會本部ハ爭議團本部トスル事
- 二各班及郊外引上隊ノ情報ヲ爭議團本部ヘスルコト
- 三集合地ヲ追立テラル、場合ハ後カラ來ルモノ、為ニ連絡
ヲ二名以上置クコト